

(別記)

令和7年度北九州市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本市の農業は、90万人超を有する市民に新鮮な農作物を供給する責務を有し、畑作地域が多い本市西部の若松地域では国指定産地であるキャベツ産地を筆頭に露地野菜や施設野菜の生産が盛んであり、畑作地域外の水田地域の多くで水稲と野菜の複合経営が伝統的に多い傾向にあり、本市の認定農業者等担い手の多くはこの複合経営である例が多い。

本市の水田地域は干拓や河川敷を主とする大規模な平坦地域と、中山間地域もしくはその近接地域に存する小規模な平坦地域に大別でき、水稲と野菜の複合経営は後者の小規模な平坦地域に多い傾向にある。

水稲と野菜の複合経営に代表される、水田裏作を活用した二毛作経営は、多くの認定農業者の経営例にあるとおり、農家所得の向上に非常に有効であり、地価等生産費が高くなりやすい都市近郊農業であっても、営農継続が可能となる重要な経営手法であるといえるが、残念ながら大規模な平坦地域では、一部に露地野菜（高菜等）や麦作がある程度で、水田二毛作はまだ活用の余地を大きく残している。

当協議会では、水田のフル活用による農家の所得向上を図るため、水田の基幹作のみならず、二毛作部分の強化が重要な課題であり、推進強化が必要であるととらえている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本市は大消費地を背景に持つため、高収益作物は長年にわたり農家の収益力向上に不可欠な品目として導入されている。近年にあつては収益力のみならず、水田転作としての可能性も付加され、その重要性は更に増している。

このような背景を鑑み、従来から継続的に取組んできた高収益作物（基幹・二毛作）を基本に、かつお菜や枝豆等生産者の関心が高いものや、水稲作のみならず水田利用に付加価値を与え、それにもなう有利取引材料となる取組みを継続的に深堀し、将来的には転作作物の定着を見据えた高収益作物の普及を図っていくものである。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

生産者からの営農計画書の記載内容や水田台帳に基づくほ場の現地確認等により、畑作物のみの生産が続いている水田や、調整水田等の長期間水稲の作付がない水田について、水田利用状況の確認を行う。

現在のところ、本市では集落営農等の集団化した生産取組は少ないが、一部地域では畑地化促進事業を活用し畑作物の団地化を目指している。

ブロックローテーションも同様に集団化した生産取組が少ないため、体系の構築が難しい状況にある。

今後、地元との協議を通じながら今後の活用について検討していく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

大都市を抱えるため潜在的な市場規模は大きいですが、他産地との競合や生産インフラの整備などへの追加投資の必要性など、作付面積の単純拡大は慎重性が求められる。一方、県産米は需要回復の

傾向にあるため、当面は経営体個別の判断による主食用米の生産を尊重しつつ、水稻の用途多様化への対応等の取組などにより現状規模の生産を継続しながら、並行して生産コストの低減を狙う。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

現在、一定の消費に合わせた生産を継続しているところである。これを踏まえながら、今後も消費と連動した生産を継続しつつ、市場ニーズをとらえながら拡大を模索する。これに併せ、今後のニーズ拡大時に有効となる生産コスト及び生産労力の低減策、耕畜連携について確立と普及を図っていく。

イ 米粉用米

現在、一定の消費が確保できているが、購買者の要望から主食用米品種での取り組みが求められているところであるが、取り組み状況は米価が要因となる”ぶれ”がある状況である。ただ、米価下落時のセーフティーネットとしての機能も期待できるため、今後も生産拡大、生産コストの低減策、生産労力の低減策などを組み合わせた技術確立と生産普及が不可欠と考えられ、これに沿った体制強化を図っていく。

ウ WCS用稲

本市や本市近郊の酪農、肥育牛、繁殖牛等の取組は多くなく、WCSの生産・消費のマッチングは極めて限定的で平衡状態となっている。今後も生産者と実需者の要望を見合わせながらマッチングを図り、飼料の安定受給の確立が確保できるよう取組を深化させて行く。

エ 加工用米

現在、一定の消費が確保できており、それに合わせた生産を継続しているところであるが、市場ニーズの状況からみると、本市域での拡大は価格的な困難さが見受けられると考えられる。今後のニーズ拡大時に有効となる生産コストの低減策や生産労力の低減策の確立と普及を図りながら市場情勢を注視する。

(3) 麦、大豆、飼料作物

本市では他の取組等と比べて限定的な取り組みが多く、種子用麦や実需者直接取引の大豆などが散見されるのみとなっている。このような状況を踏まえながら、市場参入拡大の好機を逃さぬよう注視しながら、高品質化、低コスト化等に取り組むつつ、市場動向を伺う。

(4) そば、なたね

本市ではそば、なたねの生産は極めて限定的に取り組まれているに過ぎないが、産地交付金による作付支援を行いながら現行水準の維持を図る。

(5) 高収益作物

本市の高収益作物の生産は、野菜で約 365ha(令和 2 年度市独自集計、以下同)、花きで約 4 ha、果樹で約 24 ha となっている。

令和 6 年度の主食用米作付面積は約 1,045 ha であり、主食用米の価格は高止まりの状態であるものの、大消費地を背景に持つ本市において、高収益作物の基幹栽培、二毛作栽培に取り組むことは都市部農家の収益力向上のための重要な経営手法となっている。

これらを鑑み、本市においては産地交付金等による生産振興は不可欠で、基幹、二毛作問わず、高収益作物の作付拡大は今後も収益力向上のための重要な手段として重きを置いて取組の推進を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

別紙

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等	当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作	うち 二毛作	うち 二毛作	うち 二毛作
主食用米	1,045.6		1,143.0		1,104.2
飼料用米	12.8		12.3		20.0
米粉用米	6.9		6.8		7.0
WCS用稲	1.3		1.3		1.6
加工用米	5.2		5.2	5.0	6.5
麦	11.5	6.3	11.8	6.3	12.5
大豆	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7
そば	0.3		0.3		0.6
高収益作物	78.3	14.6	81.8	14.5	73.0
・ 野菜	76.6	14.6	79.7	14.5	71.2
・ 花き・花木	1.3		1.6		1.4
・ 果樹	0.4		0.5		0.4
畑地化	10.4		0.3		15.0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値 （令和８年度）
1	そば、なたね	そば、なたね(基幹)	そば・なたね 取組面積 (合算 ha)	0.1	0.6
2	野菜、花き、花木、果樹(別 表のとおり)	高収益作物(基幹)	高収益作物(基幹) 水田作付面積 (ha)	59.6	73.0
3	野菜、花き(別表のとおり)	高収益作物(二毛作)	高収益作物(二毛作) 水田作付面積 (ha)	14.6	15.5
4	飼料用米	飼料用米(耕畜連携・ わら利用)	飼料用米全作付面積 のうち、わら利用 の取組率 (実施率:%)	25.3	40.0
5	飼料用米	飼料用米(疎植栽培) (基幹)	飼料用米全作付面積 のうち、疎植 の取組率 (実施率:%)	91.9	100.0
6	米粉用米	米粉用米(疎植栽培) (基幹)	米粉用米(疎植) 取組面積(ha)	6.9	7.6
			実施率(%)	100.0	100.0

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は３年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:福岡県

協議会名:北九州市農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	そば、なたね(基幹)	1	20,000	そば、なたね	排水対策等が講じられていること 実需者との契約または自家加工販売計画書の作成 県基準の概ね8割の単収を確保すること
2	高収益作物(基幹)	1	15,000	野菜、花き、花木、果樹	作付面積に応じて支援
3	高収益作物(二毛作)	2	19,000	野菜、花き	作付面積に応じて支援
4	飼料用米(耕畜連携・わら利用)	3	30,000	飼料用米	わら部分は実需者と協定が結ばれており、提供されたわらが肥育牛等の食用家畜粗飼料として利用されること。 多収品種を用いること。
5	飼料用米(疎植栽培)(基幹)	1	19,000	飼料用米	栽培ほ場の全体において栽植密度が48株/3.3㎡(坪)以下の栽植密度で定植されていること。 多収品種を用いること。
6	米粉用米(疎植栽培)(基幹)	1	30,000	米粉用米	栽培ほ場の全体において栽植密度が48株/3.3㎡(坪)以下の栽植密度で定植されていること

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。